交通労働災害を防止しましょう！

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

山梨労働局

近年、全国の交通労働災害による死亡者は全産業の約2割を占め、毎年多くの方が亡くなっています。また、休業4日以上の死傷者は7～8,000人前後で推移し、交通労働災害の防止についても重要な課題となっています。

山梨県内の交通労働災害は、過去10年間でみると増減を繰り返しており、死亡災害は全死亡者69人中12人で、全死亡災害の2割弱を占め、全国より死亡労働災害の割合は僅かに高くなっています。また、年齢構成でみると、50代、60歳以上、40代の順で多く、50歳以上で4割以上を占めており、年齢による身体機能の衰え（注1）も一つの要因と言われています。

交通労働災害は、トラック輸送やタクシー、バス等の運輸交通業にとどまらず、営業や得意先廻り等を含めて自動車運転業務全般に関係するところです。交通労働災害の撲滅に向け、適正な労働時間管理、安全衛生教育の実施、日頃からの交通災害防止の意識の高揚など、裏面の**「交通労働災害防止のためのガイドライン」**に労使一体となって取り組みましょう。

（注１）高齢者の身体機能は、壮年者と比較すると聴力、視力、平衡感覚などの低下が見られます。また、個人差も大きくなります。

全国の交通労働災害による死亡者数

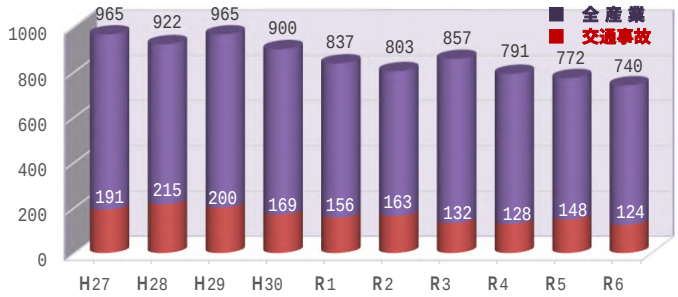

山梨県交通労働災害による死亡者数

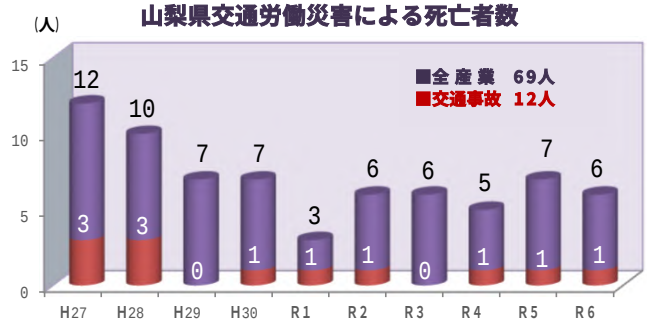

交通労働災害（休業４日以上）発生推移

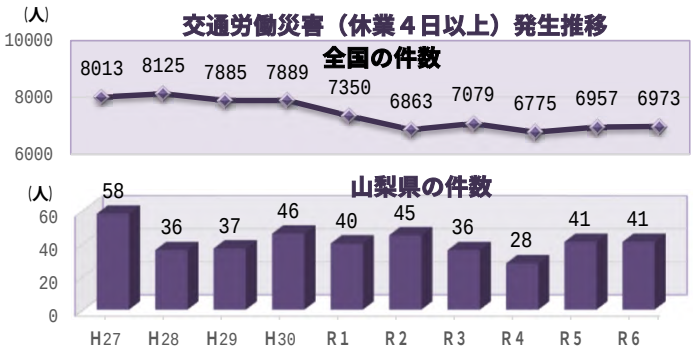

山梨県年齢別交通労働災害の割合（H27～R6年）

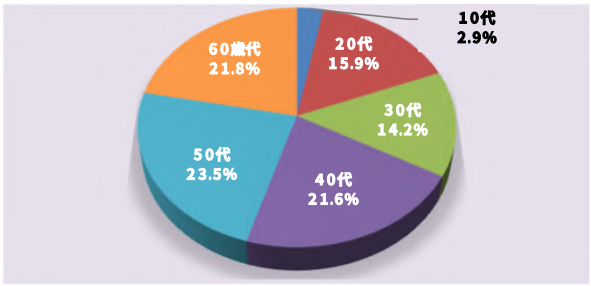

最近の交通労働災害による死亡災害事例

	発生年月日 発生地	年齢 性別	業種 職種	事故の型 起因物	災害の概要	
1	H28 1月 甲府市	67 男性	その他の事業 (その他) 運転手	交通事故 乗用車	運転代行業の労働者である被災者が会社の軽自動車を運転し、片側２車線の直線道路を走行していたところ、対向車線を走行中の普通乗用車が反対車線に飛び出して来たため、正面衝突し車外に投げ出された。	
2	H28 2月 南部町	75 男性	建設業 (その他の 土木工事業) 補助員	交通事故 トラック	積載荷重４トンのダンプトラックを運転し、緩やかな下り坂の林道を走行中、左側法面に衝突後、右側の林道路肩からダンプトラックごと斜面を約６０m転落した。	
3	H30 10月 南アルプス市	45 男性	建設業 大　工	交通事故 高所作業車	つり足場の撤去作業に使用した橋梁点検車で林道を走行中、緩いカーブで車両が横転し、ガードレールに衝突したもの。	
4	R１ 11月 上野原市	53 男性	その他 交通管理	交通事故 自動車	中央自動車道上り線の３車線道路で、追い越し車線に停まっていた事故車両の後ろで交通規制の準備のため、被災者が発煙筒を振って交通誘導していたところ、進入してきた自動車にはねられた。	
5	R２ 11月 中央市	66 男性	建設業 (建築設備工事業) 電　工	交通事故 自動車	夜間作業明けに事業場へ戻る途中、交差点において、前方に停車中の車両に追突し、助手席に同乗していた被災者が死亡した。	
6	R４ 12月 大月市	47 男性	一般貨物 自動車運送事業 運転手	交通事故 トラック	片側一車線道路を走行していたところ、中央線をはみ出してきた対向車と衝突した。	
7	R５ 7月 甲府市	45 女性	警備業 交通誘導員	交通事故 トラック	ガードレールを補修する道路上の工事現場において、片側交互通行規制を行っていたところ、走行してきた３ｔトラックが規制帯に突っ込み、交通誘導を行っていた被災者がはねられたもの。	
8	R６ 9月 東京都八王子市	59 男性	運送業 運転手	交通事故 トラック	中央自動車道で故障のため路肩に停車していた中型トラックに、後方から大型トラックが追突した。追突された中型トラックが押されて横転し、中型トラックの運転手が死亡した。	

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の概要

1　交通労働災害防止のための管理体制等

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイン

●交通労働災害防止のための管理体制の整備
安全管理者、安全衛生推進者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、管理者を選任した時は、役割、責任、権限を明確にし、管理者に対して十分な教育を行いましょう。

●経営トップが安全衛生方針の表明、目標の設定
経営トップ（事業主等）が安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょう。目標達成に向けて労働時間管理や教育等の安全衛生計画を作成し、実施－評価－改善を行いましょう。

●安全委員会などにおける調査・審議
安全委員会などで交通労働災害防止について調査・審議を行い、朝礼などで労働者全員に周知しましょう。

2　適正な労働時間等の管理、走行管理

高速乗合バス,貸切バスの交替運転者の配置基準につい

●適正な労働時間の管理、走行管理
疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を遵守し、適正な走行計画によって運転者の十分な睡眠時間の確保に配慮した労働時間の管理を行いましょう。高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょう。

●走行計画の作成と運転者への適切な指示
走行開始･終了地点、運転時間と休息時間、荷役作業内容等の計画を作成し、運転者に適切な指示をするとともに、運行記録計（タコグラフ）を活用して乗務状況を把握しましょう。

●乗務開始前の点呼の実施とその報告への対応
睡眠不足や体調不良などで安全な運転ができない恐れがないか、点呼によって報告を求め、結果を記録しましょう。
問題が認められる場合は、運転業務に就かせないなど必要な対策を講じましょう。

●荷役作業を行わせる場合の対応
荷役作業時は、事前に運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に 配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。

3　安全衛生教育の実施

●雇入れ時、日常の教育を自動車運転者に対して行いましょう。
●交通危険予知訓練（交通ＫＹＴ）を行いましょう。
●マイクロバス・ワゴン車などで労働者を送迎する場合は、十分技能がある労働者を選任しましょう。

4　労働災害防止に対する意識の高揚

●ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会を開催しましょう。
●交通安全情報マップを作成し、配布･掲示などを行いましょう。

5　荷主･元請事業者による配慮

●荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して取り組みましょう。

6　運転者の健康管理

●運転者に対して健康診断を確実に実施し、保健指導を行いましょう。
●長時間にわたる時間外･休日労働を行った運転者に対する面接指導の実施と､労働時間短縮等の対応を！
●ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

7　その他

●異常気象や天災の場合、安全確保のため走行中止や一時待機など、必要な指示を確実に行いましょう。
●事業者は走行前に必要な点検を行い、異常があった場合は直ちに補修などの措置を執りましょう。

トラックでの荷役作業時における安全対策の強化

労働安全衛生規則の改正により
○「昇降設備の設置」（適用範囲の拡大）
○「保護帽の着用」（適用範囲の拡大）
○「テーブルゲートリフターの操作に係る特別教育」
が義務付けられています。

※特別教育については令和６年２月から、それ以外の規定は令和５年10月から施行されています。

参考リーフレット

R7.6